

日進市開発等事業に関する手続条例に基づく 「小規模開発等事業」の手続の流れ

小規模開発等事業とは①戸建て住宅の建築②2戸の集合住宅の建築③小規模な特定用途建築物(居住目的以外の延べ面積が100平方メートル以下のもの)の建築④区域面積500㎡未満の宅地開発のことです。

【手続にはおおむね1～2週間かかります】

事前相談

事業を計画する前に、事業区域に接する道路、排水方法について関係部署と協議してください。また、集合住宅や特定用途建築物については、それぞれ規則による制限がありますので、確認してください。

【確認項目】駐車場の設置、壁面の位置、
ごみ・資源集積所の設置

事業届出書の提出

正本1部を提出してください。

- ・地区計画の区域内である場合は、同時に「地区計画の区域内における行為の届出書」を正副2部提出してください。
- ・区画整理地内である場合は、土地区画整理法第76条申請を区画整理組合へ同時期に提出してください。

7日以内

事業計画看板の設置

事業届出書提出の翌日から7日以内に事業敷地内に設置してください(近隣住民に対する計画の周知が目的です)。

事業計画看板設置届の提出

現地に設置した看板の、近景(記載内容が確認できる程度のもの)及び遠景の写真を添付してください。

※看板の記載内容に不備がないようご注意ください。

小規模開発等事業届受理書の受領

市の条例規則等に則した計画である場合は、事業届受理書を交付します。

※受理書受領後に法的手続を行ってください。

工事着手

工事着手後、条例に基づく工事要望書の提出があった場合には、工事回答書を作成、提出していただきます。

事業完了届の提出

事業の完了後、事業完了届を提出してください。
※事業の完了に際して、検査は行いません。
完了届が提出されるまで、事業届出書は個人情報を除き、公開の対象となります。

近隣住民への説明の努力

看板は事業完了まで設置していただきます